

「自動運転機能の表示に関する規約運用の考え方」の策定について

現在、自動運転技術の開発、実用化に向け、国内外の自動車メーカーにおいて研究開発等が行われるとともに、政府においても法整備やルール作り等社会の受容性を確保するための検討が行われるなど、官民をあげた取り組みが行われています。また、自動車メーカーでは、ホームページやテレビCM等を通じて、自動運転の開発に取り組む企業としての姿勢やその技術力をアピールするようになってきており、最近では、自動運転技術が実用化（搭載）された旨が報道やテレビCM等を通じて広く行われています。

こうした取り組みが行われる一方で、昨年以降、「ハンドルから手を放し、脇見運転をしている映像」を用いたテレビCMに対し、消費者からは、「危険運転（法令違反）を助長するのではないか」、「完全自動運転が実用化された技術であるかのように勘違いされる」等の意見が当協議会や公益社団法人日本広告審査機構（JARO）にも寄せられており、また、今年5月にアメリカで発生した、自動運転機能が作動中の車両での衝突事故を受け、国土交通省と警察庁が7月7日付で、消費者向けに注意喚起を行うとともに、一般社団法人日本自動車工業会と日本自動車輸入組合に対し、「現時点での自動運転は完全自動運転ではなく、運転支援機能であることから、機能の限界や注意点等に関する消費者への説明等を徹底するよう」要請するなど、現時点での自動運転機能について、消費者に対し、正しい理解促進を行うことが必要な状況にあるものと考えられます。

そのため、当協議会では、①現時点での自動運転機能は運転支援機能であり、完全自動運転（ドライバーの操作は一切必要ない）であるかのように誤認されること等により、誤使用による交通事故を誘発するようなことのないよう、自動運転技術・機能に関する一般消費者への理解の促進を図るとともに、②新車の性能・機能について、実際のものや競合他社のものよりも優良であるかのような誤認を招くようなことのないよう、不当表示の未然防止を図るため、自動車公正競争規約第7条（不当表示の禁止）第2号及び第7号基づく、「自動運転機能の表示に関する規約運用の考え方」（別紙）を策定しました。

事業者の皆様におかれましては、本運用の考え方に基づき、適正な表示を行うとともに、自動車の販売・商談時には、カタログやツール等を活用し、消費者に対して適切な説明を行って下さい。

なお、本運用の考え方は、現時点において必要と考えられる対応をまとめたものであり、今後の開発・普及状況等をみながら、必要に応じて見直し等を行う予定です。